

請願第 2 号

請 願 書

国に「消費税の適格請求書等保存方式
(インボイス制度) 廃止の意見書」提出を求める請願

紹介議員

辻立志津子

件 名

国に「消費税の適格請求書等保存方式

(インボイス制度) 廃止の意見書」提出を求める請願

請願の趣旨

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が2023年10月に導入されました。インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、免税事業者はインボイス登録業者になることを強要され、厳しい経営環境にさらに税負担と事務負担の二重の負担を負わされています。

消費税は赤字であっても否応なく税を課税され、地域経済の悪化は避けられず、経済再生を阻害する要因にもなります。長引く不況と物価高騰が襲う今、インボイス制度による負担は多くの小規模事業者にとって死活問題になっています。

また、人材不足が深刻化する中で、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めることができる状況ではなく、負担増加分は価格に転嫁せざるを得なくなり、消費者にとっては更なる物価高騰にもつながります。

インボイスを「事業者に過度な負担を与える制度」として、埼玉県12月議会では、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の廃止等を求める意見書」が、佐賀県3月議会では、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の見直しを求める意見書」がそれぞれ可決されています。県内市町村の3月議会においても、12の自治体で採択がされ、9の自治体から国に意見書が提出されています。

小規模事業者の経営の持続化や地域経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ません。

よって、地方自治法第99条の規定に基づき「インボイス制度廃止」の意見書を国に対して提出することを求めます。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和7年 5月 20日

ふじみ野市議会議長 様

請願者

所在地

名称

入間東部民主商工会

代表者 会長 斉藤正次

(外 1者)